

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

公用車運行管理規程（昭和44年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、<u>同条</u>に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4号（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 1285 770 1532"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>(32)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>事故本人等の申立て</td> <td>[略] 本人氏名[㊟] [略] 同乗者等氏名[㊟]</td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(32) 運転者（使用者及び同乗者がある場合は、<u>その者</u>）の事故概況等を直接当該運転者に記載させることとし、署名押印させてください。</p> <p>2・3 [略]</p>	[略]		(32)	[略]	事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 [㊟] [略] 同乗者等氏名 [㊟]	[略]		<p>第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止<u>その他の環境保全</u>上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第67条第2項に規定する交通事故が発生したときは、<u>同法第72条</u>に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4号（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 1285 1457 1532"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>(32)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>事故本人等の申立て</td> <td>[略] 本人氏名 [略] 同乗者等氏名</td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(32) 運転者（<u>運転者が記載できない場合は、使用者又は同乗者</u>）に事故概況等を記載させ、<u>運転者（使用者又は同乗者がある場合にあっては、これらの者を含む。）</u>に記名させてください。</p> <p>2・3 [略]</p>	[略]		(32)	[略]	事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 [略] 同乗者等氏名	[略]	
[略]																	
(32)	[略]																
事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 [㊟] [略] 同乗者等氏名 [㊟]																
[略]																	
[略]																	
(32)	[略]																
事故本人等の申立て	[略] 本人氏名 [略] 同乗者等氏名																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。